

# 南麻布4丁目5000平米が60億で 中国大使館に売却！

国家公務員共済組合連合会が所有していた南麻布4-5, 7などの敷地5677㎡を中国大使館が60億円強で落札。大使館の土地は治外法権です(※1) 極論ですが、敷地内で武器の備蓄や軍事訓練も可能です。KKR、財務省、関東財務局のHPにも入札の形跡が残っておりません。国民が復興へ向けて頑張っている間にひっそりと売却とは許されることではありません。昨年7月より「国防動員法」が中国では施行され、有事だと中国政府が判断すれば**日本に居る中国人も中国軍に動員となり破壊活動・軍事活動を開始する可能性**があります。その**拠点として南麻布の中国大使館**がなりうるのです。この様な危険について殆ど報道されていません(※3) 外国人留学生に一人1000万近く返済不要の奨学金を与え、移民政策を進めるのは何故なのでしょう？誰のための日本なのでしょう？

※1大使館を含む在外公館(総領事館、領事館を除く)は、国際法(外交関係に関するウィーン条約※2)において外交特権を有し、その敷地は不可侵とされ、設置された国(受け入れ国: 接受国)の官憲は同意なしに立ち入ることが出来ない。また、租税などについてもすべて本国の領土と同じ扱いを受ける。※2 抜粋→1使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。3使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。※3 日中記者交換協定により、中国に不利な報道は禁止されている。

## 【 売却元 】

国家公務員共済連合会

[管財・営繕部]

TEL 03-3222-1841

FAX 03-3222-3717

## 【 港区役所 】

TEL 03-5472-3710

FAX 03-5777-8752

info@minato.call-center.jp

## 【野田佳彦財務大臣に要望書を！】

外国政府が土地を取得するには、政令により財務大臣の承認を受けなければならないので効果的です。

「中国大使館へ土地を売る承認をしないで下さい」と要望しましょう。

メール→post@nodayoshi.gr.jp

## 【 国会事務所 】

TEL 03-3508-7141

FAX 03-3508-3441

このチラシは政党・宗教に属さない個人が作成・配布しております。外国人差別の意図は一切ありません。複製・再配布自由です。ご近所の方にもお知らせください！  
その他チラシなど→<http://ameblo.jp/anko-jyouth/>